

平成15年第6回定例会
斑鳩町議会会議録

平成15年11月28日
午前10時31分 開会
於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (16名)

1番	嶋田善行	2番	松田正
3番	飯高昭二	4番	西谷剛周
5番	森河昌之	6番	浅井正八
7番	小野隆雄	8番	坂口徹
9番	浦野圭司	10番	吉川勝義
11番	三木誓士	12番	木田守彦
13番	木澤正男	14番	里川宜志子
15番	中西和夫	16番	中川靖広

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	浦口隆	係長	猪川恭弘
--------	-----	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	助役	芳村是
収入役	中野秀樹	教育長	栗本裕美
総務部長	植村哲男	総務課長	西本喜一
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	藤原伸宏
企画財政課参事	野口英治	税務課長	植嶋滋継
住民生活部長	中井克巳	福祉課長	野崎一也
健康推進課長	西田哲也	環境対策課長	清水孝悦

住 民 課 長	西 谷 桂 子	都 市 建 設 部 長	北 村 光 朗
建 設 課 長	堤 和 雄	建 設 課 参 事	今 西 弘 至
観 光 産 業 課 長	田 口 好 夫	都 市 整 備 課 長	藤 本 宗 司
教 委 総 務 課 長	清 水 建 也	生 涯 学 習 課 長	阪 野 輝 男
上 下 水 道 部 長	池 田 善 紀	上 水 道 課 長	水 田 美 文
下 水 道 課 長	谷 口 裕 司		

1, 議事日程

- 日程 1. 会議録署名議員の指名
- 日程 2. 会期の決定について
- 日程 3. 建設水道常任委員長報告について
- 日程 4. 厚生常任委員長報告について
- 日程 5. 総務常任委員長報告について
- 日程 6. 都市基盤整備特別委員長報告について
- 日程 7. 議案第46号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程 8. 議案第47号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程 9. 議案第48号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程10. 議案第49号 史跡中宮寺跡の用地の取得について
- 日程11. 議案第50号 平成15年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程12. 議案第51号 平成15年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程13. 議案第52号 平成15年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程14. 議案第53号 平成15年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程15. 議案第54号 平成15年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第3号）に

ついて

日程16. 認定第 9号 町道認定について

日程17. 同意第10号 斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意
を求めることについて

日程18. 報告第15号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成1
5年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について）

日程19. 要請第 2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」を
あげていただくにあたっての趣意書

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前10時31分 開会)

○議長（森河昌之君） おはようございます。

それでは、ただいまより会議を始めます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。よってこれより平成15年第6回斑鳩町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

まず、町長より議会招集のあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長（小城利重君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成15年第6回町議会定例会を招集いたしましたところ、公私何かとご多忙の中、議員皆様方にはご出席を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

平素は、町政諸般にわたり格別のご支援とご協力を賜り、各事業についても円滑に推進させることが出来、心から感謝を申し上げる次第でございます。

さて、本定例会に提案いたしております特別職の非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について外11議案につきまして提出させていただいておりますが、いずれの議案につきましても、温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認いただきますようお願い申し上げます。

平成15年度も下半期の半ばに差しかかり、諸事業につきましても順調に進捗しており、これもひとえに議員皆様方のおかげでありまして、今後もより一層の温かいご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、付議議案の説明は後刻とさせていただきますが、簡単ではございますが招集のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森河昌之君） ただいまから議事に入ります。

本定例会の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりであります。よってこれに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。本定例会の会議録署名議員には、13番、木澤議員、14番、里川議員を指名いたします。両議員には、会期中よろしく願いいたします。

続きまして、日程2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期を、本日から12月19日までの22日間と定める

ことについて、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森河昌之君) 異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日から12月19日までの22日間と決定いたしました。

続きまして、日程3、建設水道常任委員長報告についてを議題といたします。

平成15年第5回斑鳩町議会定例会において、建設水道常任委員会の閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果についての報告を求めます。6番、浅井委員長。

○建設水道常任委員長(浅井正八君) それでは、建設水道常任委員長報告をさせていただきます。

9月定例会後、閉会中の11月13日に建設水道常任委員会を開催し、継続審査事案をはじめ、その他所管事務に関する調査を行いました。その審査の概要についてご報告申し上げます。

まず初めに、継続審査案件であります公共下水道事業に関することについてを議題とし、理事者側より説明を求めたところ、流域下水道事業の10月末時点の進捗状況は、安堵町における中継ポンプ場築造工事については完了しており、現在ポンプ場に設置される機械設備の製作中で、平成17年3月の完成を目指し順調に工事を進められている。

また、竜田川幹線管渠第4号工事「稲葉車瀬の発進基地から三郷町勢野東」までのシールド工事は、現在約32%の進捗状況であります。

次に、町の公共下水道の進捗状況については、6月議会で議決された、竜田汚水幹線管渠工事2件は、現在推進工事に着手され、順調に進められております。

6月に発注した服部1丁目地内の管渠埋設工事は、10月17日に完了し、9月に発注した法隆寺西1丁目の管渠埋設工事の2つの工区は、本体工事に着手し、それぞれ平成16年3月1日及び3月10日の工期で施工する予定であります。

また、10月に測量設計業務を8件発注しており、現在資料収集等準備作業中であり、平成16年3月25日までの期間で作業を進める予定である。

最後に、供用開始に向けての準備作業として、公共下水道整備完了区域の27自治会を対象に、公共下水道の接続についての説明会を進めているが、まず、9月27日に自治会長の方々を対象に説明会を実施し、各自治会に個別に説明に伺うことの理解をいただき、12月上旬までに11の自治会で説明会を開催する調整を済ませている。引き続き、少し

でも多くの家庭が公共下水道を利用していただけよう、また水洗化の促進に理解をいただけるよう努めるとの説明を受けました。

本件について質疑をお受けしたところ、委員より質疑なく、審査を終えることといたしました。

次に、本定例会に提出が予定されている案件として、平成15年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）について、平成15年度斑鳩町公共下水道事業会計補正予算（第1号）について、平成15年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第3号）について、町道認定については、いずれも12月定例会に提出が予定されているということで、あらかじめ説明を受けたということで終わりました。

続いて、各課所管に関する報告事項については、町営住宅家賃等の滞納について、道路整備5カ年計画について、産業フェスティバルについて、観月祭について、各担当課より報告され、委員より質疑がありましたが、理事者より一定の答弁を得ております。

次に、その他として、委員より意見質疑を求めたところ、町営住宅目安北団地の入居後の問題について質疑があり、理事者側より一定の答弁がされております。

また、建設水道常任委員会において、8月28日に行った奈良県郡山土木事務所への要望の中で、御幸大橋の右折レーンの件に対する県からの回答について、委員より理事者に見解が求められ、回答書では、郡山土木事務所と高田土木事務所の協議で河合町側にあるということで高田土木で進められる話についており、来年度の予算計上など情報収集をしながら状況を見守りたいとの答弁がありました。

最後に、当委員会は、閉会中の所管事務について先進地視察を計画しておりましたが、10月9日、10日の両日にわたり、公共下水道の管理についての目的で、香川県高松市に予定どおり先進地視察を実施してまいりました。特に、公共下水道の普及促進に当たり、不要となってくる浄化槽施設の有効利用と、水資源の有効利用の観点から、浄化槽施設を改造して利用する雨水貯留施設の現状と課題などについてご教示いただき、また実際に設置されている家庭に赴きまして、施設の状況を見学させていただき、家人の方と直接お話をさせていただく中、当町においても、雨水の流出抑制、資源の有効利用といった点において、効果が得られるのではないかと強く感じたところであります。

こうした取り組みについて、現在公共下水道事業の供用開始に向けて検討されておりますが、さらに制度面や財政面での研究をお願いしておきたいと思っております。

他、詳細につきましては、先進地視察報告書にまとめておりますが、この視察研修に同

行いただきました担当課の職員の皆様にも感謝を申し上げまして報告とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（森河昌之君） 次に、日程4、厚生常任委員長報告についてを議題といたします

。

同じく閉会中における厚生常任委員会の審査結果についての報告を求めます。12番、木田委員長。

○厚生常任委員長（木田守彦君） それでは、厚生常任委員長報告をさせていただきます

。

9月定例会後、閉会中の11月14日に厚生常任委員会を開会し、継続して調査中の事案等についての審査を行いました。その審査の概要についてご報告をいたします。

初めに、継続審査事案のうち、（仮称）総合福祉会館整備事業についてを議題とし、理事者側より説明を求めたところ、前回の委員会以後、建設候補地の地権者の方々に用地の協力を得るべく引き続き交渉に当たっているところであるとの説明を受け、本件について質疑を求めたところ、委員より、用地取得については、常任委員会でも整備検討委員会でも、委員の皆様が一番心配しておられる点だと思うが、町としては目標を持っておられるのかとの質問に、理事者より、当初に計画は立てておりますが、相手のあることであり、簡単には進まない。日程的にずれ込む可能性もあるとの答弁がありました。

次に、継続審査事案の陳情第5号 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」の「現に子がないこと」要件の削除などに関する意見書提出に係る陳情書、陳情第6号 法律などで性別の記載を義務付けている文書の性別記載の必要性の見直しと削除を求める意見書提出に係る陳情書、陳情第7号 町の公的文書中の不要な性別の記載の削除などを求める陳情書、以上3件を一括議題とし、意見質疑等お受けしたところ、委員より、陳情第7号については、町へも提出されている中で、調査をしていきたいとのことであったが、町としてはどのような整理をさせていただいているのかとの質問に、理事者より、町の公文書中に性別記載のある文書がどれだけあるのか調査したところ、国の関係が26、県の関係が34、町の条例で5、規則で26、要綱等で45、指針で29、その他事務処理上の関係で13、計189あった。そういった調査の段階まで来ているとの答弁がありました。

また、委員より、この陳情に対してどういう姿勢をとろうと考えているのかとの質問には、前回の委員会でも、国や県のは町単独に判断して削除出来ないが、町独自のもの

は事務処理上問題が生じないか研究をして、削除出来るものは削除していくと答弁しておりますので、調査結果をもとに削除可能かどうかの研究をしていきたいとの答弁がありました。

当委員会として、意見を取りまとめるため休憩をとり、再開の後、陳情者の趣旨を尊重したいとの意見もありましたが、性別を外すことによる行政への弊害等も予測されることも考え、国も施行後3年を目処に見直しも検討されることから、意見書として採択は出来ないが、町として対応出来るものは順次改善されるよう要望することとなりました。

続いて、本定例会に提出が予定されている案件、1つとして、平成15年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、2つとして、平成15年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、いずれも12月定例会に提出が予定されているということで、あらかじめ説明を受け、委員より若干の質疑があり、理事者より一定の答弁がありました。

続いて、各課報告事項としまして、初めに、平成15年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）についてのうち、当委員会所管に属するものについて、担当課より所管に係る補正予算の説明がありました。

次に、斑鳩町住民基本台帳ネットワークシステムの第2次稼働に伴う状況について、郵便局における証明書等の交付取扱件数の状況について、それぞれ担当課より報告がありました。

その他として、各委員より質疑意見を求めたところ、保育所の待機児童の状況について、一時保育の状況について若干の質問があり、理事者より答弁がなされております。

最後に、当委員会は、閉会中の所管事務について先進地視察を計画しておりましたが、10月29日、30日の両日にわたり、ごみ処理計画についての目的で福井県鯖江市、総合福祉会館管理についての目的で福井県武生市に予定どおり先進地視察を実施してまいりました。鯖江市では、ごみ減量化・資源化の取り組み、ごみ・資源物の収集・回収体制、ごみステーションの設置・管理等について、また武生市では、総合健康センター「ハート・フル・たけふ」の建設に至るまでの経過と現在の管理運営の全般的なことについて、それぞれご教示をいただきました。今後の斑鳩町の施策を考えていく上での大変参考になったと思慮いたしております。

その他、詳細につきましては、先進地視察報告書にまとめております。

尚、この視察研修に同行していただきました担当課の職員の皆様にも感謝を申し上げます。

報告とさせていただきます。

以上が閉会中におけます当委員会の審査の概要であります。詳細につきましては会議録に整理させていただいておりますので、ご覧いただきますようお願い申し上げます。

これをもちまして厚生常任委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（森河昌之君） 次に、日程5、総務常任委員長報告についてを議題といたします

。

同じく閉会中における総務常任委員会の審査結果についての報告を求めます。2番、松田委員長。

○総務常任委員長（松田 正君） 総務常任委員長の松田でございます。

総務常任委員会が閉会中審査事案として対応してきたことについての概要の報告を申し上げます。

まず初めに、史跡保存整備の事例調査を目的として、10月20日、21日の両日におたり、鳥取県国府町と島根県の松江市を訪れ、視察研修を実施いたしましたので、その概要について報告をいたします。

10月20日は、鳥取県の国府町にある梶山古墳と因幡国庁跡の整備状況について現地視察を行いました。

梶山古墳は、石室内に彩色壁画のある古墳で、花崗岩の切石を使ったとても丁寧に造られた横穴式の石室となっています。私どもは特に許されて、石室内を見学することが出来ました。

この石室内の構造は、玄室、前室、羨道に分かれており、玄室と前室の間には、扉石をはめ込む加工が施された玄門の跡が確認出来ました。古墳の南側には、石垣で囲まれた方形壇、これは祭祀、お祭り広場とも言われているようですが、確認されており、この方形壇は、「埋め込み」という特殊な工法が採用されており、全国的に類例のない築造方法だと言われています。この特徴を生かし、梶山古墳は、平成元年から平成8年度まで保存整備事業が行われて完成されたものとされています。

この保存整備の基本設計や実施計画は、考古、保存学科の専門関係者によって作成されましたが、工事施行は地元業者に発注したと言われています。その理由は、古墳の保存整備後の補修や維持管理の対応条件などに配慮したことによるもので、結果としてこの判断はよかったと評価をされていました。

また、梶山古墳がその特徴を生かし、周辺の景観とマッチした効果を高めていることについて、1つは、墳丘の植栽としてオカメザサを使用したこと、2つは、園路広場の舗装の透水性真砂土を舗装としたことと誇らしげに語っていたことが印象的でありました。併せて、石室の公開は、外気気温と石室内気温の差が最も少ない時期を選んでの限定公開としているということでもあります。梶山古墳は、藤ノ木古墳に比べ、墳丘の規模は小さいが、保存整備の手法や石室の限定公開の考え方などで多くの教訓を得ることが出来たと考えています。

因幡国庁跡につきましては、建物等の復元整備を行わない事例として、中宮寺跡の整備方法を考える一つの参考になればという立場で視察をしたものであります。

因幡国庁跡は、周辺一帯が水田に囲まれています。現地説明によれば、因幡国庁跡の史跡指定区域の保存整備で最も重視したのが、落葉による水田被害と作物への日照被害が生じないように低木を植樹するなどの配慮を尽くしたという点であります。史跡保存を基本に歴史公園化をはかろうとする整備手法は、その史跡指定地域内での工作物設置に極めて厳しい制約があることが、改めて実感させられました。

法隆寺を中心とする古代仏教の建築物群が実在する斑鳩町が、史跡中宮寺跡の保存整備の手法を、史跡指定地内の構造物の位置表示に限定した考えのもとで歴史公園化構想が立てられていることについては、一定の理解を得られるものと思われませんが、史跡指定区域における工作物の厳しい制約は、史跡公園として整備に期待する住民意識に相当の差異があるのではないかと感じているところであります。

さらに、国府町では、歴史学習の拠点として、町立因幡万葉歴史館が設置されており、ある意味で面的整備を歴史、文化ゾーンの整備例として視察することを期待しておりましたが、たまたま休館日ということで視察することが出来ませんでした。

続いて、10月21日は、島根県の松江市を訪ね、史跡藤ノ木古墳のあり方を考える上で参考にしたいという目的で、山代二子塚古墳、風土記の丘資料館、岡田山古墳等の現地を見聞し、出雲国分寺跡や出雲国府庁跡の発掘現場を踏査しながら、史跡中宮寺跡の整備に役立てることが出来ればという視点で視察研修を続けさせていただきました。

松江市では、数多くある古代遺跡の保存整備を県と市が役割分担をしながら一定の地域ゾーンを設定して、積極的に整備を推進している姿勢を実感いたしました。特に今回の視察研修の中で強く感じたことは、史跡地の規模や範囲に差異があつたとしても、史跡を大切に保存しながら、その特徴を生かし、どのようにして観光行政と連動した地域づくりが

出来るかどうかが最大の課題であり、その中に歴史資料館の構想、位置づけを考えることが大切だと改めて認識を深めました。

また、古代文化財の保存整備と観光行政の実行性を高めるために、そのアクセスとなる道路の整備は、欠かすことの出来ない絶対的な条件になるとの思いを強めたところであります。

今回の総務常任委員会の視察研修には、教育委員会の平田技師の随行をいただき、適切なアドバイスを受け、有意義な研修視察を行うことが出来たことを感謝いたします。

総務常任委員会は、今回の視察研修で得た教訓をもとに、今後益々議論を深め、真に歴史と文化が暮らしの中に息づく斑鳩のまちづくりに役立ててまいりたいと願いつつ、視察研修の報告とさせていただきます。

尚、研修視察でいただきました視察地の関係資料は、議長報告書に添付をいたしておりますので、ご参照いただければ幸いです。

続いて、11月19日に総務常任委員会を開催しましたので、その審査事項について報告をします。

まず、報告の第1は、継続審査事案としています藤ノ木古墳の整備状況についてであります。墳丘の範囲確認と宝積寺跡の調査目的とする第5次発掘調査が9月から実施されていますが、その結果、墳丘の形状は直径50メートルを超える大型の円墳であることが確認され、また宝積寺跡の調査では、その存在をうかがい知る状況にあることから、さらに範囲を広め、調査を継続することにしており、12月段階で一定の目処をつけたいと考えているとのことであります。

また、史跡中宮寺跡の公有化については、本年度予定取得地面積8,372.68平方メートル、地権者9名、17筆について合意を得ることが出来ましたので、この議会で史跡中宮寺跡の一部用地を取得し、公有化するための事案を提出出来る状況になったという説明があり、これを了承したところであります。

その他の審査事項として、12月定例会の付議予定議案で総務常任委員会に関わる事案として説明し、理解が求められました。

その中の1つとして、斑鳩町男女共同参画推進条例を12月議会で制定したいとして原案が提示をされ、趣旨説明が行われましたが、委員会としては、条例制定の趣旨は理解出来るが、個別条文についてさらに検討し、3月議会で成立を目指すことが望ましいということになりました。

また、人事院勧告に準拠して、斑鳩町の一般職の職員の給与並びに常勤、非常勤の職員の報酬等を減額するための関係3条例の改正案と、それに伴う人件費の削減補正を主たる内容とする一般会計補正予算（第7号）及び先に行われた衆議院選挙の費用に関わる一般会計補正予算（第6号）の専決処分などの予定議案として準備を進められているという説明を理解いたしました。

また、各課報告事項の中では、大字龍田財産区に係る建物の収去、土地明渡し請求事件について、10月14日の公判で、今後の公判は合議制に切り替え、2回ないし3回の審議で結審したいとの意向が裁判所から示されたということが報告されました。

その他、委員から若干の質疑、意見が述べられていますが、割愛させていただきたいと思います。

以上が総務常任委員会の今日までの経過の報告であります。終わります。

○議長（森河昌之君） 次に、日程6、都市基盤整備特別委員長報告についてを議題いたします。

同じく閉会中における都市基盤整備特別委員会の審査結果についての報告を求めます。

15番、中西委員長。

○都市基盤整備特別委員長（中西和夫君） それでは、都市基盤整備特別委員会委員長報告をさせていただきます。

9月定例会後、閉会中の11月25日に、全委員出席のもと都市基盤整備特別委員会を開催し、継続審査案件について審査を行いました。その審査の概要についてご報告いたします。

初めに、継続審査案件であります都市計画道路の整備促進に関することについてのうち、いかるがパークウェイについてを議題とし、担当課長から、前回の委員会以後の経過及び対応について説明を受けました。

まず、小吉田モデル区間の景観整備工事について、いかるがパークウェイ小吉田地区改良その他工事として、9月10日に入札が執行され、株式会社尾田組が落札し、来年の2月29日までの工期で契約をされている。10月9日には、国、町、請負業者が出席し、小吉田自治会に工事の説明会を開催し、植栽等道路表面の景観整備内容についてご理解をいただく中、現在工事に着手されている。工事内容としては、パークウェイ本線の道路排水工や植栽帯工、防護柵工及び舗装工の他、町道との取り付け部分の拡幅工事及びパークウェイの雨水排水を放流するための水路工事が行われることとなっている。

次に、第7回いかるがパークウェイ推進協議会を9月1日に開催し、モデル区間完成後の評価方法について議論をいただいた。まず、PRを十分する必要があるとのことから、パネル展示やチラシの配布、植樹体験会などに取り組み、障害者や高齢者の参加によるバリアフリー通行体験会、アンケート調査を評価方法として実施することを取りまとめられた。これを受け、協議会広報第3号の全戸配布、公民館や南都銀行でのパネル展示を実施し、年明けの1月から2月ごろには植樹体験会や通行体験会を予定している。

次に、モデル区間西側から竜田川までの稲葉車瀬区間について、9月5日に関係権利者や地元役員の方々に、幅杭設置についての説明会を開き、ご理解をいただいた。10月6日から24日にかけて、幅杭の設置作業が完了し、12月6日に土地所有者等関係者にお集まりいただき、土地の境界確定について現地立会を予定している。

次に、三室交差点の鬼坂付近の狭隘部分の改良については、9月に2軒の物件の家屋補償調査が完了し、権利者には概ねご理解を得ており、特に問題なく進んでいくものと考えているとの報告がありました。

本件について、委員より、パークウェイに関連した町道部分の工事の入札は終わっているのかとの質問に、水路整備については、パークウェイの排水の関係もあり国で行ってくれるが、取り合い部分以外の道路拡幅部については、町で施工することになっている。まだ発注はしていないが、設計が終わっているので、早急に行っていく予定であるとの答弁がありました。

次に、法隆寺線についてを議題とし、担当課長より、現状についての説明を受けました。

現在、龍田南2丁目と小吉田において工事発注の準備を行っている。龍田南2丁目は、町道との交差点付近の改良工事で、小吉田はパークウェイモデル区間の供用に併せて法隆寺線も一部供用開始をする予定から、パークウェイから服部道までの間の舗装工事を予定している。また、いかるがの里服部農住土地区画整理事業地内の法隆寺線の改良工事も併せて発注する予定である。

尚、用地買収は具体的な進展が見られないものの、現在も交渉を進めているとのことでした。

本件については、委員より若干の質問があり、理事者より一定の答弁がなされております。

次に、その他路線についてを議題とし、担当課長より、前回の委員会後の経過について

説明を受けました。

都市計画道路法隆寺門前線について、1軒の残存物件があり、現在係争中である。11月12日には、裁判所による現地調査が行われた。現在、西側部分では工事が進められており、発掘調査も終わり、石張り等の表面工事が進められているとの現在の状況について説明があり、委員からの質問には、担当課長より一定の答弁がなされたところであります。

また、その他路線として、委員より、都市計画道路郡山斑鳩王寺線の三室交差点から昭和橋の間について、この区間の整備について町としての考え方が問われ、先般も国、県と協議を行ったが、三室交差から香芝までを一体的な都市計画決定の変更ということの中で、既にある道との取り合い等の調整に時間がかかっていると聞いているとの答弁がありました。

続いて、2件目の継続審査案件でありますJR法隆寺駅周辺整備事業に関することについてを議題とし、担当課長から説明を受けました。

前回の委員会以降、引き続き2面2線による駅舎橋上化についてJRと協議を重ね、今般2面2線による橋上化計画について具体的な協議を進める確認が出来、橋上駅舎、自由通路等の基本設計の入札を行い、発注したところである。この基本設計は、橋上駅舎、自由通路の基本設計と、南北駅前広場及び周辺道路の一部の基本設計を実施し、橋上駅舎、自由通路の意匠をはじめ、構造、設備等についての全体像を明らかにし、実施プランを絞り込んでいくということになる。駅前広場や周辺道路についても、道路機能の改善計画等の具体的な資料を整えながら、関係者のご理解を得るべく事業を推進したいと考えているとの説明を受けました。

委員より、区画道路を主とする駅前広場までの道路網であれば、実際にその道路が整備されたら、地域としてこれでいいのかということで、肝心の町の構想部分が出来にくくなるのではないかと質問があり、昭和61年の都市計画道路の検討委員会から、法隆寺駅周辺整備については調査、研究をしまいいり、その中で色々な事業の話があったが、現在は南側の整備に当たっての都市計画決定、土地区画整備について行き詰まっている状況であるということをご理解をいただき、駅舎橋上化の方針で進みたいと考えているとの答弁がありました。

また、委員より、基本設計を進める中で、道路や広場、公益的な施設も含め全体的にやっついていかないと、この道路網の整備では難しい面があると思う。また、工事中の資材搬入

について地元とのトラブルも心配される。さらに、三代川改修や踏切改修といった問題も絡んでくる部分なので、もう少し真剣に全体を考えて利用しやすいように考えてもらいたいとの意見がありました。

最後に当委員会は、閉会中の所管事務について先進地施策を計画しておりましたが、10月6日、7日の両日にわたり、駅舎・駅前広場等整備についての目的で、兵庫県播磨町及び岡山県総社市に予定どおり先進地視察を実施してまいりました。

播磨町では、JR土山駅の駅舎橋上化事業において、自由通路整備や駅前広場整備を中心とした土山駅周辺地区のまちづくり総合支援事業についてを、また総社市では、JR総社駅の駅舎橋上化と駅周辺整備についてを、それぞれご担当の方より説明を受け、現地も見学をさせていただきました。当町の法隆寺駅周辺整備事業と似通った部分も多かったことから、今後の施策の参考となったと考えております。

他、詳細につきましては、先進地視察報告書にまとめておりますが、この視察研修に同行していただきました担当課の職員の皆様方にも感謝を申し上げまして報告とさせていただきます。

以上が、閉会中における当委員会の審査の概要であります。詳細については、会議録に整理しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

これをもちまして、都市基盤整備特別委員会委員長報告とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（森河昌之君） 以上で、閉会中における各委員会の委員長報告が終わりました。

次に、日程7、議案第46号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程8、議案第47号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、日程9、議案第48号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程10、議案第49号 史跡中宮寺跡の用地の取得について、日程11、議案第50号 平成15年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）について、日程12、議案第51号 平成15年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、日程13、議案第52号 平成15年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、日程14、議案第53号 平成15年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、日程15、議案第54号 平成15年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第3号）について、日程16、認定第9号 町道認定について、日程17、同意第10号 斑鳩

町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについて、日程18、報告第15号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成15年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について）、日程19、要請第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」をあげていただくにあたっての趣意書、以上13議案を一括上程いたします。

これより、本定例会に付議されました要請第2号を除く12議案について総括提案説明を求めます。小城町長。

○町長（小城利重君） それでは、本定例会に付議いたしました各議案の概要につきましてご説明をいたします前に、少しお時間をいただきまして、現在、町が進めております事業につきまして、その考え方なり、現在の状況等につきまして、ご説明申し上げ、議員皆様方のご理解とご協力をお願いしたいと思います。

はじめに、（仮称）総合福社会館の整備についてであります。

平成15年度内の用地取得に向け、建設候補地の地権者のご協力を得るべく、これまで、まず、地元説明会を開催させていただき、その後個別交渉をさせていただいてきたところであります。今後、早期実現に向けさらに地権者のご協力を得られるよう不退転の決意をもって積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、可燃ごみ収集のステーション化についてであります。

可燃ごみ収集のステーション方式の導入につきましては、各自治会におきまして種々ご検討をいただき、住民の皆様方のご理解とご協力によりまして、現在、検討中の自治会もありますものの、可燃ごみのステーション化が順調に進んでおりまして、収集の効率化、迅速化が図られているところであります。

残る自治会につきましても、自治会内で種々ご検討をいただいておりますが、町といたしましても、地元に入りまして、説明会の開催等を行うなど、住民の皆様方のご理解とご協力が得られるよう努めているところであり、今後も引き続き、粘り強く各自治会と協議を重ねながら、ステーション化の推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、道路・交通体系の整備といたしまして、平成11年度から平成15年度までの道路整備5カ年計画に係る路線につきましては、当初計画の13路線に加え、平成14年度での中間見直しで追加を行いました5路線の計18路線で取り組んでまいりましたところ、現在まで4路線が完了に至ったところであります。

当該計画は本年度が最終年度であることから、新道路整備5カ年計画に係る路線につき

まして、議会とも相談させていただきながら策定に向けて検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、いかるがパークウェイ整備事業についてであります。現在、国において小吉田モデル区間400メートルの工事を進めていただいております。本年度中に町事業の法隆寺線の一部の供用開始とともに供用を開始していただく予定であります。尚、より多くの町民の皆様モデル区間の整備内容をPRするため、公民館等においてパネル展示等を行っているところであります。

また、小吉田モデル区間から西への竜田川までの延伸区間におきましては、地元関係者及び地権者への説明会等を経て幅杭の設置作業も終えたところであります。今後は関係者による現地立ち会いをお願いしていく予定で進めていただいております。延伸区間につきましても着々と事業の進捗を見ているところであります。これもひとえに、議員皆様方をはじめ関係者の皆様のご理解とご協力によるものであり、深く感謝を申し上げる次第であります。町といたしましても、今後さらに当該区間の関係者の皆様や国とも十分調整しながら、スムーズに事業が進むよう努めてまいりたいと考えております。

次に、JR法隆寺駅周辺整備事業についてであります。

JRと協議を重ねてきた中で、2面2線化による駅舎橋上化計画につきまして具体的に協議を進めることの確認が出来ましたので、現在、橋上駅舎や自由通路等の基本設計を行っております。本年度中に駅舎の意匠等の実施プランを絞り込めるよう作業を進めていきたいと考えております。

次に、小中一貫教育に係る調査研究の進捗状況についてであります。

9月議会定例会におきまして、先進地視察のための補正予算を議決していただきましたが、去る11月21日に斑鳩町小中一貫教育調査研究会の委員が、東京都品川区、静岡県富士市及び京都市の3カ所に、それぞれ分かれて研修をしてまいりました。

その内、品川区と富士市におきましては、文部科学省の指定による「研究開発学校」として、実践的研究を行っております。当町におきましてもこうした実践的な研究を行うことも必要ではないか、と考えているところであります。

いずれにいたしましても、現在のところまだ具体的な方針を定めるまでには至っていない状況であります。今後も慎重かつ活発な議論を進めていただきたいと思います。

次に、町の重要遺跡の保存整備についてであります。今年9月1日から着手いたしま

した史跡藤ノ木古墳の史跡整備に伴う発掘調査につきましては、12月中旬には調査が終了出来る見込みとなっております。今回の調査目的であります藤ノ木古墳の墳形と墳丘規模につきましては、墳丘の東側すそ部の検出により、規模がやや大きくなり、50メートル級の円墳であることがほぼ明らかになりました。また宝積寺につきましては、建物遺構につきましては明確ではありませんが、境内地を得るために墳丘南側の一部を削っておりまして、後世に墳丘風に盛土による造成をしていることが明らかとなり、またその盛土層の下面で江戸時代末頃の寺の焼失の記事を裏付けられる焼けたような痕跡が認められており、藤ノ木古墳の石室がどのように保護されていたかに迫る手掛かりとなるものと期待しております。

また、発掘結果の公開であります。去る11月21日には町内住民を対象に、22日には一般の方々を対象に現地説明会を開催いたしましたところ、約1,000人の方が現地説明会に参加いただきまして、藤ノ木古墳の文化財的価値を再認識していただいたところでございます。これらの調査成果等につきましては、今後、文化庁や奈良県とも十分に協議を進めるとともに、整備に向けての指導も賜ってまいりたいと考えております。

続きまして、史跡中宮寺跡につきましては、平成13年8月13日で計画範囲の全域が史跡指定を受けたことから、史跡公園として整備を実施するため、平成15年度から平成17年度の3カ年計画で用地の買収計画を立て、鋭意努力を重ね地権者と交渉をしてまいりました結果、平成15年度分について地権者のご理解を得ることが出来ましたことから、今議会に用地取得についての議案を上程させていただくこととなりましたので、よろしくお願いいたします。

次に、町史跡駒塚古墳と調子丸古墳につきましては、保存と活用を目的とした整備を実施するため、平成15年度に用地の取得を行っていくことにしており、現在、所有者の方で境界の確定作業を行っていただいているところであります。

次に、公共下水道事業につきましては、安全で快適なまちづくりの一環としまして、快適な住環境を築き、公衆衛生を向上させるとともに、河川等、いわゆる公共水域の水質汚濁防止を図るため、事業に着手しており、議員皆様方のご理解とご協力によりまして、平成17年度から一部の地域で供用開始が出来ることとなりました。供用開始時には、より多くの皆様方にご利用いただきたいことから、現在、供用開始に向け公共下水道の整備が完了しております区域の自治会に対しまして、公共下水道への接続につきましては説明会の開催を進めており、まず、9月に関係自治会長に対する説明会を開催し、11月から関

係自治会への説明に入っており、今年度中に整備済区域の自治会の説明会を終了するよう進めております。

また、今年度に予定いたしておりました工事・測量設計委託につきましても、全て発注し、現在、順調に進捗しているところであります。

それでは、本定例会に付議いたしました各議案の概要につきまして説明をいたします。

まず、議案第46号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

国において、特別職の職員の給与に関する法律及び二千五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律が、去る10月16日に公布されたところであり、この改正に準じて、町議会議員の期末手当の支給率を改正するものであります。

次に、議案第47号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

議案第46号と同じく、特別職の職員の給与に関する法律及び二千五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律が、去る10月16日に公布されたことから、この改正に準じて、町長、助役、収入役の期末手当の支給率を改正するものであります。

次に、議案第48号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

平成15年度の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に係る一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が、去る10月16日に公布されたところであり、当町職員の給与につきましても、国家公務員の給与改定に準じて所要の改正を行うものであります。主な内容といたしましては、基本給で平均1.07%の引き下げと、扶養手当では、配偶者に係る支給月額を1万4,000円から1万3,500円に引き下げ、また、通勤手当では、交通機関等利用者について、6カ月定期券等の価額による一括支給を基本とするとともに、自動車等使用者の使用距離区分を4段階増設と、期末手当においては、支給率を0.25月分削減する改正を行うものであります。

次に、議案第49号 史跡中宮寺跡の用地の取得についてであります。

冒頭で申し上げましたとおり、平成15年度から平成17年度の3カ年計画で用地の取得を進めていくことにしておりますが、今回、計画範囲の面積約2万7,000平方メートルの内、平成15年分として8,372.68平方メートルを買上げするものであります。

す。

契約の相手方は、壁谷4 二外8名で、契約金額は、2億5,044万4,612円でありまして、議会におきまして、用地の取得についての議決を賜りました後、本契約を締結しようとするものであります。

次に、議案第50号 平成15年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）についてであります。

既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ1,702万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億2,561万3,000円とするものであります。

その主な補正の内容といたしましては、まず歳入予算では、第12款国庫支出金では、第1項国庫負担金で、児童手当の支給に係る負担金及び保険基盤安定負担金の国庫承認の増額により、第1目民生費国庫負担金を318万8,000円増額し、第2項国庫補助金につきましては、斑鳩小学校南館校舎耐震補強工事に係る国庫補助事業の補助率が当初3分の1の事業としていたものが、2分の1の補助事業に該当するとされたこと、及び斑鳩中学校トイレ改修工事が新たに承認されたこと等により、第5目教育費国庫補助金で871万9,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第13款県支出金では、第1項県負担金、第2目民生費県負担金で、民生費国庫負担金と同様の事由により85万2,000円の増額、第2項県補助金につきましては、医療費助成に係る県補助金の増額及び産休等代替職員設置事業が新たに承認されたことから、第2目民生費県補助金で387万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第19款町債では、第1項町債、第4目教育債で、史跡中宮寺跡の用地購入事業につきまして、本年度の事業費が確定しましたことから、史跡中宮寺跡用地購入事業債40万円の増額補正をお願いするものであります。

続きまして、歳出予算の補正であります。給料及び職員手当等の職員人件費につきましては、4月に実施いたしました人事異動及び人事院勧告による給与条例改正に伴う補正を、それぞれの費目におきまして計上させていただいております。

人件費以外の主な内容につきまして、ご説明させていただきます。

第2款総務費では、第1項総務管理費 第1目一般管理費で、産休等に係る臨時職員の雇用が当初見込みを下回ることから、臨時職員賃金及び社会保険料等で241万5,000円を減額、第6目企画費につきましては、合併協議会の運営に係る負担金100万円の増額補正をお願いするものであります。

また、第4項選挙費、第4目斑鳩町議会議員選挙費では、選挙執行経費の確定により、235万3,000円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第3款民生費では、第1項社会福祉費 第1目社会福祉総務費で、国民健康保険事業特別会計における人件費、事務費に係る予算補正に伴う国保職員給与費等繰出金の増額及び普通交付税の確定に伴う国保財政安定化支援事業繰出金の減額により、国民健康保険事業特別会計への繰出金835万6,000円の減額補正をお願いするものであります。

また、第6目医療対策費については、重度心身障害老人等医療費助成金等の増加により、855万円の増額、第8目国民健康保険医療助成費では、国民健康保険事業特別会計に繰り出します保険基盤安定繰出金の見込額が確定したことにより、200万5,000円の増額、第13目介護保険事業繰出費では、介護保険事業特別会計における人件費に係る予算の補正に伴う職員給与費繰出金1万6,000円の増額補正をお願いするものであります。

さらに、第2項児童福祉費 第2目児童手当費では、児童手当給付費の増加により、288万5,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第4款衛生費では、第2項清掃費 第2目塵芥処理費で、ごみステーションの整備につきましては、可燃ごみ集積所における猫やカラス等の被害対策としまして、ごみ収納ボックス等の設置を町で行っているところでありますが、今般、自治会からの設置要望件数が当初見込みを大幅に上回ることから、400万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第7款土木費では、第4項都市計画費 第2目公共下水道費で、公共下水道事業特別会計における人件費に係る予算の補正に伴う職員給与費繰出金の減額、及び消費税還付金の確定に伴う公共下水道事業費繰出金の増額等により、公共下水道事業特別会計への繰出金389万8,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第9款教育費では、第1項教育総務費 第3目私立学校振興費で、就園奨励費補助金の交付を希望される保護者の数が当初を上回る見込みから、私立幼稚園就園奨励費補助金262万8,000円の増額補正をお願いするものであります。

また、第5項社会教育費 第1目社会教育総務費では、社会教育指導員の報酬96万4,000円、第3目公民館費で、公民館館長の報酬206万8,000円を、それぞれ雇用及び配置形態の変更により減額補正をお願いするものであります。

第4目文化財保存費では、中宮寺跡史跡用地購入事業におきまして、買収単価が確定し、本年度で買収いたします面積、金額等がかたまりましたことから、44万5,000円の増額補正をお願いするものであります。

最後に、第12款予備費につきましては、今回の予算補正から生じた財源8,094万3,000円を留保させていただき補正をお願いしております。

次に、議案第51号 平成15年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ295万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億8,557万8,000円とするものであります。

その内容といたしまして、歳入では職員給与費等繰入金159万2,000円、国民健康保険基盤安定繰入金200万5,000円、財政調整基金繰入金340万円のそれぞれの増額補正と財政安定化支援事業繰入金994万8,000円の減額補正をお願いするものであります。

職員給与費等繰入金につきましては、担当職員の異動及び人事院勧告等による給与条例改正に伴う人件費、並びに事務費用の補正に伴うものであります。また、国民健康保険基盤安定繰入金と財政安定化支援事業繰入金が確定したことによりまして、それぞれを補正し、予備費を削減してもなお歳入に不足を生じますことから、基金からの繰り入れに係る補正をお願いするものであります。

歳出では、人件費及び奈良県国民健康保険団体連合会が行っております診療報酬明細書の共同電算処理システムの改定に対応するための経費の増額159万2,000円、歳入減少に伴う予備費の454万3,000円の減額補正をお願いするものであります。

次に、議案第52号 平成15年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ41万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億7,798万1,000円とするものであります。

まず、歳入につきましては、第3款繰入金で、歳入歳出の差し引きより、一般会計繰入金389万8,000円の増額、第5款諸収入で、消費税の確定に伴う還付金の減で、431万7,000円の減額補正をお願いするものであります。

一方、歳出につきましては、第1款下水道費で、人事院勧告による給与条例改正及び人事異動に伴います人件費で204万2,000円の減額、また、第2款公債費で、繰越事

業の執行に伴い借り入れた地方債の償還利息で162万3,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、議案第53号 平成15年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ41万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億1,522万9,000円とするものであります。

人事院勧告による給与条例改正及び人事異動に伴う人件費で1万6,000円の増額補正をお願いするものです。人件費以外につきましては、歳入では、国民健康保険団体連合会において介護保険給付の適正化を目的として介護費用適正化特別対策事業が実施されることとなり、当該事業の実施に要する事業費として給付金40万円を受け入れるための増額補正をお願いするものであります。

歳出では、当該事業の実施に伴いますシステムの構築等に係る所要の増額補正をお願いするものであります。

次に、議案第54号 平成15年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

収益的支出といたしまして、人事院勧告による給与条例改正及び人事異動に伴います人件費等で922万3,000円の減額と、資本的収入といたしまして、石綿セメント管更新事業の国庫補助金確定により311万9,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、認定第9号 町道認定についてであります。

阿波2丁目、法隆寺南2丁目、法隆寺南1丁目地内の位置指定道路の寄附を受けた3路線及び道路新設改良工事により拡幅整備を行いました龍田南6丁目地内の1路線の計4路線の認定をお願いするものであります。

次に、同意第10号 斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについてであります。

現委員の中永良孝氏の任期が平成15年12月22日をもって満了することから、引き続き、同氏を選任いたしたく同意を求めるものであります。

次に、報告第15号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成15年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について）であります。

既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ1,140万9,000円を追加し、歳入歳出予

算の総額を歳入歳出それぞれ84億858万4,000円とするものであります。

去る10月10日に衆議院が解散され、総選挙等が実施されたことに伴い衆議院議員選挙執行経費につきまして、同日付をもって地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について、専決処分を行わせていただいたものであり、同法同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

以上で、提案いたしましたそれぞれの議案につきましての概要説明を終わらせていただきますが、いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、原案どおりご議決またはご承認いただきますようお願い申し上げます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（森河昌之君） 午後1時まで休憩いたします。

（午前11時36分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（森河昌之君） 再開いたします。

これより、議事日程に従い議事を進めてまいります。

日程7、議案第46号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） 異議なしと認めます。よって議案第46号については、委員会付託を省略いたします。

本案について、理事者の説明を求めます。植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） それでは、議案第46号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

議案第46号

特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び

期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第149条の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決

を求めます。

平成15年11月28日提出

斑鳩町長 小城利重

今回の当条例の改正内容は、議員皆様方の期末手当の支給率を0.2カ月減じる改正でございます。それでは、要旨をもってご説明をさせていただきますので、議案書の最後のページをお開きいただきたいと思います。

特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び
期末手当に関する条例の一部を改正する条例（要旨）

特別職の職員の給与に関する法律及び二千五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律（平成15年法律第142号）が、平成15年10月16日に公布されたことに伴い、この改正に準じまして、下の表のとおり、議会議員の12月期の支給割合、支給率のことでございますが、支給割合を1.6カ月に引き下げ、平成16年度の期末手当の支給率を、6月期は1.6カ月、12月期は1.7カ月とする改正を行うものでございます。

尚、この条例の施行日でございますが、本年12月期の期末手当の支給率を1.6カ月に改正を行うため、交付の日の属する月の翌月の初日、すなわち12月1日といたしたいと考えております。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単でございますが、議案の説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜りましてご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（森河昌之君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。
。14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） この改正につきましては、国の方でも全会一致で国会を通過しているということを理解しておりますので、私もあえてこの議案に対しまして反対するものではないんですけれども、ただ、非常にこの間ずっと私達の報酬につきましても、非常に減額が続いているという状況がございまして、国会での通過した時の内容としましては、特別職が一般職と比べて非常に高額であるということから、国では、国会の方は全会一致で通過もした。

そして、色々見てみますと、市レベルでは、かなり報酬の方も高いですし、けれどもその反面町村になりますと、国とは比較になりませんが、市と比べても比較にならないという側面もあるということも申し上げておきたいと思うんですが、この間に、私議員に

なってからも、報酬の月額が29万円という時点もございました。それから、報酬審議会を開いていただいて30万円となった時もございました。それで、昨年また報酬が減額になった。さらに、今年度、期末手当の方の率が下がるということの中では、この間にどの程度変化があったのかという認識を私としても持ちたいなということの中で、今申し上げました年間報酬額がどの程度であったかということ、前もって議会事務局長の方に私はそういうことが知りたいということをお願いしておりましたので、ここで議会事務局長の方からご答弁、総務でよろしいですか、済みません、そういうふうに申し出ておりましたので、ご答弁の方をお願いしたいと思います。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） あらかじめ聞いております平成7年から平成16年の予定まででございますけども、年収といたしまして、年収でございますので、1月から12月までの支払いの合計ということで申し上げたいと思います。

平成7年につきましては、506万8,400円ということでございます。それで、1月から3月については28万が、29万、1万円アップになっております。4月以降29万円になっております。平成8年につきましては、505万7,800円ということで、1万600円下がっております。これにつきましては、3月期の期末手当が0.1ポイント、それと12月期の期末手当が0.1ポイント、合計0.2ポイント落ちたことによる影響でございます。平成9年につきましては、510万4,000円ということで、4万6,200円のアップということでございます。これにつきましては、3月期の期末手当につきまして0.1ポイントのアップということ、上がったわけでございます。それと平成10年でございますが、これにつきましては、526万3,300円になっておりまして、15万9,300円のアップとなっております。これにつきましては、報酬29万から30万ということで、4月から1万円上がっております。それと、3月期の期末手当につきまして、0.05ポイント上がっております。そういった影響でございます。平成11年につきましては、498万8,000円ということで、27万5,000円の減となっております。これにつきましては、12月期の期末手当につきまして0.25ポイント下がったという影響でそういったことになっております。平成12年度につきましては、509万1,000円ということで、10万3,000円の増になっております。これにつきましては、3月期が0.05ポイントの減、それと6月期につきましては、0.15ポイントの減ということで、0.2ポイントの減となっております。そういったことでご

ございます。それと、平成13年度でございますが、509万1,000円でございます。同じくでございます。平成14年につきましても、509万1,000円でございます。それと、平成15年につきましては、515万5,140円、6万4,140円の増でございます。それと、これにつきましては、3月期の期末手当が0.05ポイントの減、それと6月期につきましては、逆に0.25ポイントのアップ、それと12月期には0.9ポイントのアップということによるものでございます。平成16年の予定でございますが、3月期につきましては、0.5ポイントということで、3月期はなくなります。それと、6月期につきましては、0.1ポイント減となるわけございまして、12月期につきましても0.1ポイントアップということで、差し引き0.5ポイントの減ということになっていくわけございまして、総額といたしまして493万6,140円、21万9,000円の減となるわけでございます。そういった見込みでございます。

○議長（森河昌之君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 各年度にわたって丁寧に言っていたいただきましてありがとうございました。その数字はわかりました。

それと、この条例改正と、当町で私達の報酬などの審議をしていただく報酬審議会ですね、それとの関連性というんですかね、今回こういう条例改正に伴っては、報酬審議会との関連を町としてはどのようにお考えになっているのかというところについて、お示しをしていただきたいと思います。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 議員さんもお承知のように、議員報酬及び三役の給料を改正する際には、今日まで特別職の報酬等審議会の意見を聞いて改正を行うようにということで、これは自治省通達によるものでございます。そういった取り扱いをしてきているところであります。また、当審議会条例にも、所掌事項といたしまして、報酬と給与の改定につきましてご審議をいただくという旨の規定をさせていただいているところでございます。

しかし、期末手当につきましては、労務の対価として支給されるものではなく、生活補給分としての、そういった性格の給付として支給されるということから、支給率等の改定につきましては、審議会の意見を聞くということにはなってございません。むしろ、期末手当につきましては、生活補給的な性格から、人事院が毎年行っております公務員給与等民間給与を比較し、官民格差に係る勧告を反映させている国会議員の支給率の改定に合わ

せて、同じ期末手当の支給率といたす方が、情勢適応の法則と、そういったことから適当ではないかと考えております。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森河昌之君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 多分総務部長の方ではそのようなお答えになるんだろうなというふうには思っておりました。私、冒頭で申し上げましたこと、そしてこの数字をお聞かせいただきましたこと、そして報酬審議会との関連というふうに聞いてきたわけなんですけれども、是非共、報酬審議会の審議の内容というのは私よくわからないんですけども、私達は会議の出席の費用弁償というのを議会で自ら廃止をしていこう、より住民にわかりやすく廃止をしていこうという私たちの努力でこのことも進めてきましたし、他町でも、県下でも交付を受けておられる政務調査費につきましても、当面見合わせて現状維持でいくんだというふうに我々としても頑張っているという状況がございます。

そんな中で、先ほど申し上げました国や市に比べてやっぱり町村というのは、国や市が考えているような一般職との比較というときに、そういう状況に議員の報酬はなっていないということ。そして、そういったこと色々含めまして、やっぱり報酬審議会で十分な審議を今後もしていただけるのかどうかというね、そういうのが私から見れば非常に不安に思っているわけなんです。

議会では、皆さんそれぞれ努力をしながらこれまで頑張ってきているという実績があるはずなんです。ですから、そういったところもきちっと勘案をしていただいて報酬審議会の中での審議をしていただけるのかどうかということについて、見解をもう一度お聞きしておきたいと思います。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 当審議会につきましてはの所掌事項につきましては、先ほど申し上げたとおりでございますけれども、この関係につきましても、以前から議会の方から、他の議員さんからもご質問等をいただいております中で、この審議会の開催につきましては、そういったことも、ご意見があったということも我々としては審議会でも申し上げておるところでございます。審議会におかれましても、そういったことを踏まえた中で、色々ご審議いただいておりますということでございますので、そういった内容となっております。

○議長（森河昌之君） ほかにございませんか。7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 私もこの議案を見させていただいた時は、仕方ないなということ考えておりましたが、今の里川議員の質問、そして総務部長の答弁を聞かせていただく

中で、もう一つちょっとお願いというんですか、聞いておきたいなと今思いましたので、ちょっと発言しますが、今の里川議員の意見に対して、総務部長で答弁を出来るのかどうか、ちょっと失礼な言い方になるかわかりませんが、わかりませんが、報酬審議会を開催する予定はあるんですか、ないんですか。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 町の方針といたしましては、今回については開催するという事は予定いたしておりません。

○議長（森河昌之君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 今のこのやりとりの中では、やはりそういうことも踏まえて見ていってほしい。確かに市議員、県議員に比べて町村の議員の報酬というのは、色々議論されてますが、圧縮されてるような状態だと、私もそう感じておりますし、前回の報酬審議会の中でもそういう話もあるようなことも聞いております。また、この議案が、期末手当の分ですので、下がるということについて、やはり報酬審議会でも、もともとのこういうものに関して考えていってほしいということと、それと、本年度期末手当の支給率の改正につきましては、法律の改正に伴っての提案ですので、トータル的に0.2カ月ですか、これらを減額しなくてはならないということで、現行の12月期の1.8を1.6と、そのように提案されている意味はわかるんですが、16年度期末手当の支給率、これは16年の4月1日から施行ということで提案されておりますが、その時に6月期を1.6、それから12月期を1.7、このようにされているのは、どういう意味でされているのか、ちょっとお示ししたいと思います。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） この期末手当の支給の割合につきましては、概していわゆる夏よりも年末の方が多く、いわゆる費用面等生活補給給としての必要度が高いというような勘案される中で、やはり12月については高い目の支給率となっております。そういった中で国の方でされておるといことも受けまして、当町といたしまして同様の趣旨からこのような改正をさせていただくということでございます。

○議長（森河昌之君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 私これを見た時に最初勘違いしたんですよ。またそういうことがしなくてはならないかなあ。

それで、今部長がおっしゃっているとおり、社会一般は夏より冬の方、6月期より12

月期の方が手当が実は高いというのが一般的なのですが、もし仮に3月ぐらいに法律の改正等が行われたら、この今提案されている6月が1.6、それから12月が1.7を改正されてくるんじゃないか、同じようにね。そのように思いますので、わざわざこうして入れていかななくてはならないような改正ではないように私は考えてます。今回こないして出させていただいてますから、理事者側のその思い、もう一度その時には出す必要がないようにということを出していただいているということもわかりますので、今後こういう時は、やっぱり本来の趣旨というんですか、提案される法律改正が全体的に0.2カ月減額しなくてはいけないということでしたら、それだけにとどめておいていただいて、またどうしても夏と冬のバランスということでしたら、次の議会にも改めて条例改正出していただいた方が、何かちょっと議会へ条例改正を出すのに、1回そうして落ちたんじゃないかなというようにも感じますので、その点今後どのように考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 申しておられる趣旨はよく理解をいたすものでございますけれども、この関係につきましては、先ほど申し上げておりますように、国に準拠していわゆるさしていただいているということもございます中で、その際にはまた他町、県下の状況等も見る中でやはり判断をしていくべきではないかということで、そういったことをご理解をお願いしたいと思います。そのような方向でまた、国の状況、県下の状況を見る中でまた判断してまいりたいと存じます。

○議長（森河昌之君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） ということは、国の法律改正についてもそのようにされたらと理解してよろしいんですか。同じようにそういう具合に姿勢されてる。それに基づいて、ということは4月1日施行の、それを逆転させた率で法律が改正されたらと、このように理解したらよろしいんですか。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 私の説明不足かも知れませんが、この国の改正に準じてさせていただいておるということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（森河昌之君） ほかにございませんか。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第46号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森河昌之君) 異議なしと認めます。よって議案第46号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については、満場一致で可決いたされました。

続いて、日程8、議案第47号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森河昌之君) 異議なしと認めます。よって議案第47号については、委員会付託を省略いたします。

本案について理事者の説明を求めます。植村総務部長。

○総務部長(植村哲男君) それでは、議案第47号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

議案第47号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に
関する条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第149条の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成15年11月28日提出

斑鳩町長 小城利重

今回の条例改正の内容でございますが、議員の皆様と同じく、町長、助役、収入役に係る期末手当の支給率を0.2カ月減ずる改正でございます。

それでは、要旨をもってご説明申し上げますので、議案書の最後のページをお開きいただきたいと思っております。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に
関する条例の一部を改正する条例(要旨)

特別職の職員の給与に関する法律及び二千五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律(平成15年法律第142号)が、平成15年10月1

6日に公布されたことに伴い、この改正に準じて、下の表のとおり12月期の支給割合を、これは支給率と同じでございますが、支給割合を1.6カ月に引き下げ、平成16年度の期末手当の支給率を、6月期は1.6カ月、12月期は1.7カ月とする改正を行うものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案の説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜りますようにご了承いただきますようお願い申し上げます。

○議長（森河昌之君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。ありませんか。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第47号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） 異議なしと認めます。よって議案第47号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、満場一致で可決いたしました。

続いて、日程9、議案第48号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） 異議なしと認めます。よって議案第48号については、委員会付託を省略いたします。

本案について理事者の説明を求めます。植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） それでは、議案第48号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

まず、議案書を朗読をさせていただきます。

議案第48号

斑鳩町の一般職の職員の給与に関する

条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第149条の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成15年11月28日提出

斑鳩町長 小城利重

今回の当条例の改正内容につきましては、当町職員の給料、扶養手当、通勤手当及び期末手当について、人事院勧告による国家公務員の給与改正に準じて条例改正させていただくものでございます。

それでは、要旨をもってご説明させていただきますので、最後のページをお開き願いたいと思います。

斑鳩町の一般職の職員の給与に関する

条例の一部を改正する条例（要旨）

平成15年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告が、去る8月8日に行われ、9月6日には国家公務員の給与改定をこの勧告どおりに実施する旨の閣議決定がなされ、また、今臨時国会において国家公務員の給与改正法案が10月10日に可決成立し、10月16日に公布されたところでございます。

このことから、当町職員の給与改定も、国家公務員の給与改定に準じて所要の改正を行うものでありますが、今回の当条例の改正につきましては、公務員の給与水準を民間水準にまで引き下げる内容の改正であり、その概要は下記のとおりでございます。

ということで、1つ目は、給料表の改定でございます。平均改定率が1.07%の減となっております。

それと、2つ目の扶養手当の関係で、配偶者に係る支給月額を引き下げております。1万4,000円から1万3,500円、500円の減となっております。

次に、通勤手当でございますが、1つ目は、交通機関等利用者について、6カ月定期券等の価額による一括支給を基本とするとともに、2分の1加算措置を廃止し、5万5,000円までの全額支給の範囲を拡大されております。

それと、自動車等使用者の使用距離区分を4段階増設されており、使用距離片道45キロメートルから60キロメートル以上を5キロメートルごとに増設されているものでございます。

次に、4点目でございます。期末・勤勉とありますが、勤勉を削除していただきまして、期末手当の引き下げ等でございます。下の表のとおり、本年度の12月期の期末手当の引き下げを行っております。0.25カ月分の減となっております。1.7カ月が1.45カ月でございます。

それと、16年度の年間支給月額引き下げ、月数の引き下げということで、0.25カ月減ということで、4.65分が4.4カ月となっております。

それと、期末手当と勤勉手当が載っていますが、期末手当だけで、勤勉手当は削除していただきます。期末手当の支給割合を改定するというので、16年度からされることになっております。

それと、5点目の年間給与での引き下げ分の調整でございますが、平成15年4月から12月までの月例給の引き下げ改定に係る給与についての実質的な均衡を図るため、12月期の期末手当による調整措置を実施するというものでございます。

それと、6点目の改定時期でございますが、この公布の日の属する月の翌月の初日ということで、12月1日ということにさせていただきます。ただし、通勤手当につきましては、平成16年4月1日から実施するというのでございます。

以上でございます。

尚、議案の2枚目以降の条例改正分につきましては、第1条では、給料表の改正と扶養手当及び平成15年度に係る期末手当の支給率の改正でございまして、第2条につきましては、平成16年度から改正を実施する部分で、通勤手当及び期末手当支給率の改正についてでございます。

それと、5ページからは条例の改正部分の新旧対照表をつけさせていただいておりますが、説明については省略させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、住居手当につきましてでございますが、国においては、持ち家に係る手当の月額1,000円の支給につきましては廃止するということといたしておりますが、本県の人事委員会が行った勧告を見ますと、国と地方とは実態が異なることといたしております。住居手当を廃止する勧告はなく、また県においても住居手当については廃止しないということとされております。また、郡内の各町村において調査いたしました結果、国と地方との実態が異なるということから、住居手当の持ち家に係る手当の月額1,000円につきましては、県に合わせて廃止しない方向でございまして、さらにまた組合からも住居手当についての廃止をしない旨の要求もいただいておりますから、当町におきましても、当町の地域性や市町村の動向を考える中で、住居手当につきましての持ち家のものに係る月額1,000円につきましては、現行どおり支給させていただくということでご理解をよろしくお願い申し上げます。

なお、この条例の施行日につきましても、通勤手当の改正時期を除きまして、先ほども

申し上げましたが、先の特別職の条例改正と同じく12月1日といたしておりますので、よろしく願い申し上げます。

また、予算面でございますが、人事院勧告のとおり実施いたしますと、一般会計、職員数218名でございますが、一般会計ベースでは、給料で839万2,000円の減額、扶養手当で39万6,000円の減額、一般職の期末手当で2,267万円の減額、議会議員、三役及び教育長の特別職を合わせました期末手当は、約250万円の減額、その他で46万6,000円の減額となり、合わせまして約3,450万円の減額となっております。

尚、この金額につきましては、人事院勧告に係りますものでございまして、例年12月におきましては、人事院勧告に係ります人件費の補正予算をお願いします時に合わせまして、平成15年4月1日付の人事異動による補正もお願いをしてくれておりました、その額は一般会計においては、職員2名及び育児休業者7名の給与の減額等により、今回3,700万円の減額となっております。これらの人事院勧告及び人事異動等含めました人件費に係ります一般会計の補正予算額は、後ほど出てまいります、予算の中で約7,200万円の減額となっております。よろしく願い申し上げます。

以上で、簡単でございますが説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜りまして、よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森河昌之君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。
。14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 今、総務部長からかなり詳しく説明をしていただいて、私の知りたい部分まで割合説明が行き届いていたかとは思いますが、ただ、この条例改正につきましては、4月から11月の間に支払われました給料、または6月期の期末手当、もう既に支払われました部分からもマイナスをして今度の期末手当で調整をするという、非常に不利益を遡及してはならないという、不利益不遡及の原則、法律上疑義のあるものが示されているということについて、非常に大きな問題があるという点をまず私は感じているということを最初に申し上げさせていただきまして質問をさせていただきたいと思っております。

1つ、この人勧が出まして、見させていただく中で、官民格差のマイナス1.07%というのが出てきました時には、この中に給与の月額調整額、扶養手当など、あらゆる手当がずっとつけ加えられて、総合して見てマイナスの1.07であると。そして、人勧の方でそういった住居手当や通勤手当も含めた形でマイナス1.07%官民格差があるので、

マイナス勧告をされてきたわけですね。この時に、私、通勤手当や住居手当まで含まれてマイナスになるのかなと非常に不思議な気がしてたんですけども、今の説明を聞いて、またさらにちょっと混乱してるんで、ご説明いただきたいんです。

この議案書の要旨のところを書いていただいているのを見ますと、給料表の改定でマイナスの1.07%というふうになってますよね。ここでね。給料表においてマイナスの1.07%ということで、特例措置がついてくるんやと思うんですけどもね、あと、通勤手当については、この改正になった通勤手当については4月1日から実施しますというふうに言うてはるんですけどもね、じゃあ、マイナス1.07、人勧が言うてきたこのすべての手当を含めた形でマイナス1.07%しなさいとなっているものと、今出してきたものの私違いがわからないんですよね。見方がわからないというのか。

ですから、その辺のところのご説明をもう一度していただきたいのと、人勧で出てきました、通勤手当なんていうのは、普通もう既に支給されていて、実際通勤するために必要だということが前提で出されている手当が含まれた形でマイナス1.07%しなさいというふうに出てきたというふうに私は解釈してるんですけどね、その辺をもう少しもう一度、手当のことを含めてご説明いただけますか。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） たまたま1.07という数字が、現状の数字が同じになったということでございますけども、当町ではいわゆる給与そのものの改定では1.07%の減というものでございまして、それ以外の、先ほど申し上げましたように、住居手当につきましては、国が廃止いたしますけども町はそのまま残すということになれば、その分は変わっていきますので、そういったことにより、それだけの数字を見れば、それよりも減じる額が低くなるというような、いわゆる国の1.07よりも減じる額が低くなっていくと。減じ率が低くなるということになっていくだろうということで考えてます。その数字につきましては、その分についてのいわゆる影響率については算出はいたしておりませんが、簡単に申し上げれば、それよりも数字は、いわゆる減じる数字は低くなるということになってくる。わかっていただけますか。国は住居手当は廃止していくということで削減率が高くなると。削減率が高くなるということになりますんで、斑鳩町では住居手当については、それは廃止しない、そのまま残しておくとなれば、削減率が変わるということで、国よりも削減率が低くなるということになります。わかっていただけますかどうかですけども、以上でございます。

○議長（森河昌之君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） いや、あのね、私申し上げたのは、人勸で各人の4月時点の比較給与項目として、民間と公務員と比較した時の給与額としては、月額俸給の調整額、扶養手当、調整手当、初任給調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当とか、こういう手当類が全部入った状態でマイナス1.07しなさいと、人勸の方はそう言うてきたと思ってるんですね。で、斑鳩町では給料表でもう既にマイナス1.07やと言わはるわけですよ。それで、給料表でマイナス1.07いうたら、こんな手当が入って1.07より下げる部分が多いのかなと思ってみたり、または人勸が出してきた、そんな通勤手当みたいなん先に出して、必要な手当先に出しといて、それまでさかのぼって返せという、そんなえらいこと言わはんねんという、そういう思いとあったんですけど、これ出てきて見比べてみて、ますますわからんようになってきましたんですけども、ということは、通勤手当、これ疑問なんで聞かしてもらいます。通勤手当は平成16年4月1日から実施しますよということであれば、今人勸が通勤手当も含めてマイナス1.07%やりなさいよと言うてきたんは、これ適用されてないんですか、斑鳩町では。どういう意味なんでしょう。その辺の手当の関係との中で、私ちょっと、ほんまにちょっとわかりにくいんで、非常に複雑なんでわかりにくいんで、この手当の扱いのところについてをもう一度説明をしていただきたいと思います。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） いずれにしましても、4月1日現在でそういう比較するわけでございますけども、一つ申し上げれば、国といたしましての俸給表については、いわゆる平均改定率が1.1ということで、斑鳩町につきましては1.07でございますが、1.1と高くなっております。というのは、私たちの給料表については、国の1から8の分で使用しております。国の分布は全然違います。それと、職員全体の数も違いますんで、割合が変わってくるということの中で、やはり国の改定率と、国の改正に準じて行いますけども、改定率はそれぞれの職員の分布とかいうようなもので変わります。先ほど言われております通勤手当につきましても、国と同じように改定いたしますので、そういった全体の改定率の中には含まれていくということになります。その中の俸給表だけについて改定率をうちの方では出してございまして、1.07%の減ということでありまして、その他の影響についての全体的な、いわゆる国が言うてる1.07に比較する改定率については、その方は出しておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（森河昌之君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 済みませんね、私、頭悪いかもわかりませんねんけど、ほんと、今の部長の説明でやったらようわからないんですけれども、結局、単純に聞きます。斑鳩町ではこの4月から11月まで職員さんに支払われた通勤手当というのは、通勤手当の中から人勧が言うてる分については、差し引きはしはるということでよろしいんですね。新しい部分は4月1日から実施とはなっているんですけど、そしたら12月から3月もどないなることなのか、ちょっとその辺のつながりが、つながりが私ちょっとわかりにくいということなんです。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 通勤手当につきましては、国と同じように行いますので、いわゆるその分の調整は4月にさかのぼってさせていただきます。それと、改定以後は、新しい改定の内容で支給させていただくということでございます。

○議長（森河昌之君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） わかりました。給与だけでなく、そういった手当までも含めて遡及していくんだと、私最初に申しあげましたように、そういった不利益まで遡及されるということが理解出来ました。

それと、先ほど部長の方から減額について、人勧の影響による減額についてのご説明していただきました。これ、大きく全体で7,000億円の減額だろうと、全体でね、言われている中で、当町では3,450万円程度の減額であるというふうに今お聞きしたんですが、ただその中で私ちょっと気になったのは、地域労働者、斑鳩町という地域の労働者、そしてそこでの地場賃金、こういったものがやっぱりどの程度にあるのか、それでそういった中で斑鳩町の活性化とか経済政策とか、大きく国もありますけど、斑鳩町の問題にも影響も受けてくるのかなというのがあります。やっぱり消費、購買力にも影響があると思うんで、それで参考までにお聞きしたいんですが、今218名の職員とおっしゃられましたけれども、町内、町外の職員さんの比率はどの程度になっているのかということも併せてちょっとお聞きをしておきたいと思います。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 正確な数字でございませぬが、約半々ぐらいの数字になってきていると、町内と町外の職員さんの配分はそれぐらいになってきておるということで、町外が相当やはり増になってきておるということの実態であります。

○議長（森河昌之君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 斑鳩町の今回の給与改正について、地場賃金にしても、職員さんの50%についてはやっぱり斑鳩町としても影響が出てくるんだろうなというふうには今感じました。

それと、私、臨時職員さんについて、この扱いがどんなふうになるのかというのも、これを見させてもらう中で非常に疑問に思ったんです。斑鳩町も、昨今の色んな事情から、臨時職員さんの採用を多くされていると思うんですけども、臨時職員さんについては、今度のこの給与改正についてどのような影響があるのか。臨時職員さんの雇用形態にもよるとは思うんですけどもね、そここのところについても説明を受けておきたいと思います。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） こういった改定がございまして、それに応じましていわゆる臨時職員さんの関係につきましても、若干いろいろていかなけりゃならんということもございまして、そういう改定そのもの、額から見てそうえらい影響は出てこないと思えますけれども、やはりその調整はさしていただくということになります。

○議長（森河昌之君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） ちょっと部長の答弁、申しわけないです、私がお聞きしたのから言うと、不親切なご答弁であるように思うんです。雇用形態が色々あると思うんですがと私わざわざ申し上げたと思うんですね。臨時職員さんといっても、色々あると思うんです。幼稚園や保育所に勤めていただいている月額での臨時職員さんであったり、また庁舎内で一般事務をとっていただいている方について、月額で来ていただいているのか日額などで来ていただいているのか、そしてまたさらに月額であったり日額であったらどのような今回の改正がどう影響してくるのかという、出来たらそういった雇用形態に合わせて私にご説明をいただきましたかっただけなんですけれども。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 不親切ということでとられましたら申しわけございませんけれども、簡単に申し上げたということでございますけれども。採用形態、ちょっと申し上げますと、4年生大学卒業程度の学力を有する学校臨時職員、幼稚園講師、司書等の関係でございまして、日給によりましたら9,600円がいわゆる100円ぐらい減じていく、9,500円ぐらいになるだろうと考えております。それと、2年未満の関係につきましては、現在17万8,400円が17万7,400円ということで、1,000円程度下が

っていくというような関係で、そのように調整をさしていただくというふうに、あとは短大程度の学力を有する者とか、ふれあい交流センターや老人憩いの家の職員、手話通訳者とか、色んないわゆる関係の、マイクロバスの運転手さんというような関係の場合につきましても、月額につきまして、現在もらっているものよりも700円ほど下がっていくというようになっております。それと、それ以外で、手話通訳さんとか学童指導員さんと、こういうような者につきましては、時間給、日給、月給等もでございます。それにつきましても同様な割合で下がっていているということと併せまして、勤勉手当につきましても支給率を若干下げさせていただくということで、例えば4月1日から5月31日の間の割合につきましては、支給率は今現在は0.54でございますが、0.5に下げさせていただくとか、6月1日から11月30日につきましては、1.63から1.5に下げる。12月1日から3月31日までについては、1.08を1.0ということで、現在支給率3.25あるものを3カ月というような0.25ポイント下げさせていただくというような内容になっていくだろうと考えております。

○議長（森河昌之君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 細かい数字まで言っていただきましてありがとうございます。ただ、一番私心配してますのは、こういった臨時職員さんに対しましては、私今の質問の冒頭で申し上げました不利益についての遡及についてはどのようになっていますでしょうか。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） この関係につきましては、いわゆる一般職の職員の関係等を中心に適用をさせていただくということでございまして、臨時職員については対象にならないと、していないということでございます。

○議長（森河昌之君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） そしたら、今の不利益が遡及するところの対象にはなっておりませんが、じゃ改定について、いつからされるのかということも併せてお聞きしておきたいと思います。ここで11月分岐点になってますんでね、今、12月がどうのという話の中ではね、どこからこれを用いるのかということもやっぱり説明をきちんとしておいていただきたいということと、それと先ほど給与改定の率が出てたんですけども、もちろんその国の方の改定率と給料表については率が多少違うんやという話を部長の説明の中にあっただんですが、実際斑鳩町のラスパイレスの指数は幾らになっているんでしょうかね。

併せてお願いします。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 臨時職員さんの改定については、来年4月1日からということでございます。

それと、ラスパイレスの関係につきましては、14年でございますから、99.9ということで、国の100に対しまして99.9ということでございます。

○議長（森河昌之君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 国に対して市町村の平均は100.5になってます。斑鳩町は、全国の市町村の平均より低いところにあるんだなということ今わかりました。けれども、職員さん皆さんよく頑張っていたっていると私は思っております。

それと、当初私申し上げました一番の大きな問題点なんですが、この不利益を遡及するということにつきまして、兵庫県で県の職員さん107人が11月に裁判を起こされまして、その後静岡県、群馬県、そして我が奈良県の職員さんもそういった裁判を起こしておられる。これにつきましては、やっぱり昨年のマイナス人勧があって、さらに今回のマイナス人勧、史上最悪と言われるようなマイナス人勧になってしまっている中で、やはりこのところきちっとしたいという職員さんの思いであるのかなというふうに思うんですけどもね、この裁判については、町はどのようにお考えになっているか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 人事院勧告におきましては、公務員の給与を社会全般の情勢に適応さすという法との原則、国家公務員法では第28条、地公法では第14条のもとに、第三者機関である人事院が毎年4月における官民給与実態の客観的な調査に基づきまして、国家公務員の給与等民間企業における給与の均衡を確保すべく行ってきたということでございます。給与の改定方針につきましては、昭和47年以来の長期間にわたりまして、情勢適応の原則に基づきまして、4月にさかのぼり改定する方式がとられてきており、4月からの年間給与についての官民均衡は図られてきているところでございます。

本年につきましても、給与については引き下げが必要となっていており、既に違法に支給されている給与をさかのぼって不利益を変更することは、法的安定性や既得権尊重の観点から慎重に取り扱うべきではありますが、従来どおり民間給与との均衡を図る観点から、遡及の調整については、法施行日以降の期末手当の額の調整を行うということとしてお

りまして、このことは情勢適応の原則に照らして十分に合理性があるのではないかと考えております。

また、12期の期末手当による調整措置につきましても、期末手当の生活補給的な性格、または調整措置を早期に終了させるということなどを勘案いたしますと、最も適当な手段であるのではないかと考えておりますものの、それぞれの県におきましても訴訟、裁判をされているということもありますが、それらのことをいわゆる慎重に見ていきたいと考えておるところでございます。

○議長（森河昌之君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） そういった裁判の行方も見るということを言っていただいておりますので、ぜひそうしていただきたいというふうには思っております。

人勸のこの時期ですね、人勸の勧告の時期、そしてまた人事の方では、途中でこういう色々な計算をするということになれば、かなり煩雑な状況があると思うんですけども、今現在そういった人事課の方で、そういった率をぽーんと入れたら職員さん一人一人のそういった額なんかですっと替えれるとか、そういったソフト、人事の方での、今コンピュータ発達してますので、どうなんかなあと思うんですけど、一々一人一人これ計算を上げていかなあかんような状況なんか、参考までにお聞きしときたいと思います。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） そうしたソフトの中で計算はさしていただくということでございますけれども、毎年そういう改定の内容は異なりますんで、そのソフトが出来てくるまでの間、ちょっとしばらく待たなきゃならない中でやりますので、そういった一時期に集中するという事の中で、やはり煩雑な作業はしなきゃならないことはありますものの、いわゆるソフトで電算処理をする中で出来ますので、作業としては確実な作業が出来ると考えております。

○議長（森河昌之君） ほかにございませんか。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第48号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） 異議ありとのことです。よってこれより討論を行います。

初めに、本案に反対する議員の意見を求めます。14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） それでは、議案第48号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場から意見を申し上げさせていただきます。

まず、1番の最も大きい問題は、不利益を遡及するという、不利益不遡及の原則から外れた2年連続月例給の引き下げ、5年連続の一時金削減で、本年は人勸史上最悪の完全実施となってしまうということ。そして、昨年、2002年ですね、昨年の人勸で給与月額平均2.03、期末勤勉手当0.05カ月という引き下げの勧告が出ましたけれども、世論の高まりも手伝い、昨年については一応納得はしたものの、今年につきましてさらに厳しいマイナス勧告が続いたということにつきましては、非常に納得しがたいものがあると申し上げておきます。

また、人事院給与勧告というのは、一般職公務員は労働基本権を制限されているために行われているということの代償機能がどこへ行ってしまったのかということ、今回強く懸念をしております。また、斑鳩町における地域労働者の地場賃金を一層切り下げてしまうことになる。そしてまた、公務、公共関連労働者の暮らしばかりではなく、この賃下げ人勸に連動しまして、年金、恩給などの給付削減、生活保護の給付削減など、これは全国でも数千万人の暮らしに打撃を与えることとなるということは、見逃すことは出来ません。国民、住民の消費、購買力を切り下げ、国民生活、地域経済を一層深刻にすることとなる方向が出てくるのではないかと。経済政策としては、国民生活の安定、復興策に逆行し、誤った方向を示しているのではないかと考えます。

また、行政改革の中で、職員の定数管理も厳しい中、人勸後の人事の給与計算は、余りにも煩雑をきわめ、これについても改善の必要があるのではないかと。コンピュータ処理が簡単に出来るソフトを国の補助で各自治体が適用出来るようにすることや、勧告の時期、また運用の問題を地方自治体として国へ要望していくべきではないかということ提起させていただきます。

最後に、住居手当を維持することについては、評価をしておきたいと思っております。

そしてまた、裁判の行方については、地方自治体としてきちんと確認をしていただきたいというふうに思っておりますので、その旨をお願いいたしまして私の反対討論とさせていただきます。

○議長（森河昌之君） 次に、本案に賛成する議員の意見を求めます。16番、中川議員

。

○16番（中川靖広君） 議案第48号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に賛成する立場から意見を申し上げます。

今日の社会経済情勢は、勤労者所得や個人消費の長期低迷などから、依然として深刻なデフレ状況が継続している中、民間企業においても、この厳しい状況を乗り切るために効率的な経営に向け、部門の整理や業務改善などを進めるとともに、リストラをはじめ採用停止、抑制など様々な経営努力が継続的になされてきています。

また、従業員の賃金についても、多くの企業においてベースアップの中止が行われています。他、昇給停止、賃金カットのような厳しい給与抑制措置も講じられているところであると聞いております。

このような厳しい経済情勢、雇用情勢が引き続く中、本年度の人事院勧告において、やはり公務員の給与が今年も民間を上回っていることが明らかになり、公務員の給与を取り巻く社会情勢は昨年に続いて厳しく、また引き下げとなる内容となっております。

このような状況の中で、今回の一般職の職員の給与条例の一部改正については、基本給の1.07%引き下げ、扶養手当の引き下げ、期末手当の0.25カ月分の減額となり、また4月に遡及して年間の給与を調整するという、職員にとっては厳しい改正内容ではありますが、国家公務員及び奈良県の職員との調整を図っていることであり、総じて県下の公務員全体において同じレベルの改正であることから、民間企業の賃金の動向に照らし合わせると、やむを得ない措置と考えるところであります。

このようなことから、今回の措置を講じられることは、社会一般の情勢に適用した措置であると認識するものであり、今回の条例改正には賛成を表すものであります。議員各位のご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（森河昌之君） これをもって討論を終結いたします。本件については賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

本件を可決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（森河昌之君） 起立多数であります。よって、議案第48号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、賛成多数で可決いたしました。

続いて、日程10、議案第49号 史跡中宮寺跡の用地の取得についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 何もこれについて、聞こうとしているのは2つほどですねけども、やっとなんかまとめてくれはったと思いますねけども、その場所と、そして価格ですか、全体的なものにはこれ書いてますねけど、場所とか価格は何ぼで、平米というのかね、町として買収しておられるのかね、それが全くわかりませんねんけども、ちょっとその点が親切でないのと違うのかなというふうに私思いますねけど、それをちょっと教えていただきたいなと思います。まだ決まってないと思うねけどね。

○議長（森河昌之君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 大変申しわけございません。場所については、今約2万7,000平米の敷地内ということでございますが、価格については、道路側とそれ以外のところということで分けさせていただいております。道路に隣接している部分については、平米5万円で買収させていただく予定をいたしております。それで、それ以外のところについては、平米2万5,000円ということで今交渉をさせていただいている、地権者の方にご理解をいただいているところでございます。

○議長（森河昌之君） ほかにございませんか。これをもって議案第49号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第49号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程11、議案第50号 平成15年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） これをもって議案第50号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第50号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程12、議案第51号 平成15年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） これをもって議案第51号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第51号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程13、議案第52号 平成15年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） これをもって議案第52号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第52号は、建設水道常任委員会に付託いたします。
続いて、日程14、議案第53号 平成15年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算
(第2号) についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森河昌之君) これをもって議案第53号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第53号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程15、議案第54号 平成15年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第3号)
) についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森河昌之君) これをもって議案第54号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第54号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて、日程16、認定第9号 町道認定についてを議題とし、総括質疑をお受けいた
します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森河昌之君) これをもって認定第9号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています認定第9号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて、日程17、同意第10号 斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について
同意を求めることについてを議題といたしまして。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付
託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森河昌之君) 異議なしと認めます。よって同意第10号については、委員会付
託を省略いたします。

理事者の説明を求めます。植村総務部長。

○総務部長(植村哲男君) 現委員でございます中永良孝氏の任期が、平成15年12月
22日付をもって満了となることから、引き続き同氏を選任いたしたく、ご同意をお願い
するものでございます。

それでは、まず議案書を朗読させていただきます。

同意第10号

斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の

選任について同意を求めることについて

標記について、下記の者を斑鳩町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

平成15年11月28日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町幸前1丁目1番44号

氏 名 中永良孝

生年月日 昭和13年5月24日

尚、同氏の経歴につきましては、略歴といたしまして次のページに添付させていただいておりますが、説明については省略させていただきます。何とぞ原案どおりご同意を賜りますようによりしくお願い申し上げます。

○議長（森河昌之君） お諮りいたします。本案については、質疑討論を省略し、原案どおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） 異議なしと認めます。よって日程17、同意第10号 斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについては、満場一致をもって同意いたされました。

続いて、日程18、報告第15号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成15年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について）を議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） これをもって報告第15号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています報告第15号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程19、要請第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」をあげていただくにあたっての趣意書を議題といたします。

ただいま議題となっています要請第2号は、総務常任委員会に付託いたします。

以上をもちまして本日の議事日程はすべて終了いたしました。

明29日から12月7日までは休会、8日は午前9時から一般質問を予定しておりますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。どうもありがとうございました。

(午後2時14分 散会)